

平成 28 年度第 4 回指定管理者選定審査会会議録(概要)

1. 開催日時	平成 28 年 9 月 12 日(月) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 45 分
2. 開催場所	白井市役所 4 階 会議室 1
3. 出席者 (委員) (欠席委員) (施設担当課) (事務局) (申請団体)	13 名 岡東会長 松山副会長 山崎委員 中村委員 水島委員 伊藤委員 生涯学習課 鈴木課長 三山主幹 行政経営改革課 笠井課長 高山主査 元田主査補 特定非営利活動法人 富士センター運営協議会 3 名
4. 傍聴者	0 名(審査のため非公開)
5. 議題	(1) 学習等供用施設指定管理者の候補者の選定について (2) 白井駅前センター指定管理者の候補者の選定結果(答申案)の決定について (3) 今後のスケジュールについて
6. 配布資料	第 4 回指定管理者選定審査会資料
7. 議事	以下のとおり
事務連絡 事務局	定刻より少し早いですが、皆さんお揃いのおようですので、第 4 回白井市指定管理者選定審査会を開会させていただきます。 では、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	どうも、皆様、こんにちは。本日の会議で 4 回目になりますけれども、本日の議題につきましては、3 ついただいております。 1 番目は、学習等供用施設指定管理者の候補者の選定について。 2 番目が、白井駅前センター指定管理者候補者の選定結果(答申案)の決定について。 3 番目が、今後のスケジュールについてで、ございます。 副市長の〇〇委員がお休みですけれども、5 人の委員が出席しておられますので、審査会としては成立しているということを申し添えておきたいと思います。それではどうぞ進行してください。
事務局	ありがとうございました。 では、議題 1 学習等供用施設指定管理者の候補者の選定について、事務局からご説明をさせていただきます。 学習等供用施設というのは、いわゆる富士センターの正式名称でして、表現によっては、富士センターや学習等供用施設というような表現を説明者が発言するかもしれませんが、同じものだとご理解いただければと思います。

	では、議題 1 学習等供用施設指定管理者の候補者の選定についてです。 こちらの施設については、非公募、つまり公募を行っていない施設になります。そのため、1 者の申請ということになりますので、学習等供用施設指定管理者の候補者の選定に当たり、第 1 次審査、第 2 次審査、総合審査をまとめてプレゼンテーション審査として行わせていただきます。 後ほど、担当課から非公募になった理由についてご説明をさせていただきますが、審査に当たり、審査票をごらんください。 従来の審査と異なっておりまして、今回は、非公募の施設ということになっております。今までは、経験を問う、市民活動の経験や指定管理者の経験といった 5 点の審査項目がありました。 しかし、今回は、非公募の施設ということになりますので、その項目が該当しませんので、審査項目の中から削除しております。 従いまして、従来は、17 項目ですが、今回の項目については 15 項目ということになっております。そのため、総評価点数は 1 人 146 点満点としております。 その内訳ですが、サービス等の評価項目については、10 点の項目が 13 項目になっております。 その他、価格評価項目として、点数が 8 点の項目が 2 項目で、全部で 15 項目になっております。 サービス等の評価点数は、13 項目の各 10 点になりますので、満点が、130 点。価格評価点数については、8 点の 2 項目ということになっていますので 16 点満点。合わせて 146 点満点となっております。 本日の出席委員は 5 人となっておりますので、146 点満点の 5 人ということになりますので、730 点満点ということになっています。 従来の公募施設と違いまして、5 点の配点の審査項目がございますので、ご注意ください。 なお、審査項目の 13 番については、団体に関する審査ということになりますので、従来の審査方法と同様に 5 点未満の場合は失格ということになりますのでご注意ください。 審査については、事務局からは以上になります。 これから審査の内容について、担当課から具体的に説明をいただきたいと思っております。
会長	それでは、生涯学習課長よろしく願いいたします。
生涯学習課長	前回の駅前センターに続いて、生涯学習課の〇〇です。よろしくお

願います。

着座にて説明させていただきます。今回の白井市学習等供用施設、通称富士センターの指定管理者の申請にかかわりまして、施設の概要及び申請団体の資格審査に関しまして説明をさせていただきます。

お手元の A4 の 1 枚両面資料で「白井市学習等供用施設の指定管理者制度の移行の経過」を配付させていただいておりますので、まずそこから説明をさせていただきます。

それでは、資料をごらんください。簡潔に説明させていただきますけれど、①として、指定管理者制度への移行のための条例が可決をされております。それで平成 21 年 4 月からの施行することになりました。

それによりまして、②で指定管理者指定の議案を上程いたしました。これは議会で否決をされまして、③で改めて上程いたしましたが、引き続き否決となってしまいました。そのため、④として移行を 1 年延期するというふうになりました。

次に、⑤として、指定管理者指定の議案を上程いたしましたけれども、また否決となりました。そのため、⑥として、また移行を 1 年延期するというふうになりました。

その後、指定管理者移行に向け、準備等々検討を進めてまいりましたが、⑦と⑧のところになります。それぞれ諸般の事情によりまして、それぞれ 1 年ずつ、移行を延期してきました。

次に、⑨になります。ここでは、移行を 3 年間延期する議案を上程いたしまして、これは議会で可決をされました。

この理由でございますが、これは指定管理者制度移行へのモデルケースといたしまして、市民との協働、地元団体の育成等の観点から、講座運営などを平成 25 年度から平成 27 年度まで、地元の団体へ一部を委託するというふうにしたものでございます。

ここに至るまでは、平成 24 年度に地元団体による運営ということで、地元の方々に富士センターの運営にかかわる準備委員会が設けられまして、市と協議を進めた結果、このように富士センターの運営協議会という団体を設立いたしまして、業務の一部委託を行うことで、講座等の事業を実施するというふうにしたものでございます。

次に、裏面の⑩のところですが、またここで移行を 1 年延期することとしております。これは、昨年度となりますが、当初、協議会への委託については、3 年間といたしまして、平成 28 年度からの指定管理者移行ということを予定しておりました。

しかし、協議会のほうから、委託業務をまず拡大をし、業務を習熟したいというような協議がございまして、そのような中で、指定管理

者制度への移行を平成 29 年度からとしたものでございます。

本年度の平成 28 年度の委託につきましては、平成 27 年の 4 月に協議会が NP0 法人格を取得いたしましたことから、28 年度については、NP0 法人との委託契約を締結しているところでございます。

このように、富士センター運営協議会に業務の一部を平成 25 年度から行ってまいりました。平成 28 年度までの委託による業務内容については表のとおりでございます。この表のうち、○がついているところは、業務を委託したもので、年を追って業務の委託している内容を増やしております。

なお、平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間の委託につきましては、市でその評価、検証を行っております。

結果としては、業務については、適切に行われておりまして、地元団体による運営については、地元の課題を捉えるなど、地元の協力を得たり、地域に根差した自主事業であったりと、講座等の運営が行われまして、成果は十分にあったというふうに考えているところでございます。

今回、平成 29 年度からの指定管理者移行に当たりましては、これまでの経過、経緯、委託運営の評価を踏まえまして、非公募として、NP0 法人富士センター運営協議会の 1 者を指名したものでございます。これが経過でございます。

次に、それでは、本来の説明内容であります施設の概要等について説明をさせていただきたいと思います。

本施設につきましては、おおむね白井第三小学校区を対象といたしました地域住民のコミュニティの形成や、地域活動を促進する拠点としての役割を担うための複合施設となっています。

今回、指定管理者が管理運営する施設については、公民館類似施設、児童館類似施設、老人の家類似施設などで、出張所が併設されておりますけれども、出張所の運営は除くものでございます。

これは、公民館法に基づくだとか、児童館だとか老人憩いの家の、そういうこれまでの駅前センター、複合センターなどとは違いまして、法に基づかないものですが、教育施設として類似の業務を行っているというふうなところでございます。

次に、施設の管理運営方針でございますけれども、指定管理者は創意工夫に基づきまして、管理運営により本施設の機能充実を図り、より質の高いサービスを利用者に提供をするとともに、管理経費等の縮減を図り、効率的な管理運営を行うものとしてございます。

次に、選定のスケジュールでございますけれども、こちらは 8 月 3 日から申請の取り扱いの要綱等を配布いたしまして、現地説明会、そ

	れから質問書の回答を行いまして、申請書の受付を 8 月 22 日から 8 月 24 日まで行っております。 その結果、NPO 法人の富士センター運営協議会から申請がありましたので、今回審査をお願いするものでございます。この後につきましては、審査会の答申をいただいた後に、候補者を設定いたしまして、本年 12 月、市議会定例会に指定管理者の指定議案及び補正予算を上程するなどいたしまして、所要手続きを行う予定でございます。 次に、応募団体の資格審査の確認について、でございますが、応募者の資格につきましては、応募要項においての応募資格要件を満たしているところでございます。 応募者の制限事項についても、応募要項においての制限事項の該当はありませんでしたので、応募資格に関しての問題ということはございませんでした。 次に、提出書類でございますが、要綱で示した申請書や収支報告書などの提出書類につきましては、整っているところでございます。 以上のことから、申請のありました NPO 法人富士センター運営協議会についての審査をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。
会長	どうも、〇〇課長ありがとうございました。 それでは、今の課長の説明につきまして、各委員の方からご質問をお願いしたいと思います。
〇〇委員	よろしいですか。
会長	はい、どうぞ。
〇〇委員	今の説明の中で、この移行経過ございますよね。この 1 年延期というのが何回も続いているのですけれども、これはどういう理由でしょうか。 当然議員からの声だと思うのですけれども、現行の地元団体がまだ育成が不十分なので延期しているのか、あるいは指定管理者制度に移ると、地元団体からほかの事業者に移ってしまうのがまずいのとか、そういう理由があるのですかね。ちょっとその辺の経緯を教えてください。
生涯学習課長	1 年間の延期のところですが、地元団体っていう部分も念頭にあったのですけれども、ただ 1 年間ずつ延期していった経緯の中で、

	市側のほうのいろんな理由があるのはあります。 1 点は、富士センターの前に公園があったのですが、その公園が廃止になりまして、その代替だとかということで、いろいろ地元との協議などが関連しまして、なかなか指定管理者についてどうやって進めていくのかということについて、市側でも、今後のあり方も含めて、準備が整わず、1 年ずつ延びていったという経緯はございます。
事務局	このことについてですが、市は、平成 18 年から指定管理者の導入を進めています。富士センターも同様に、指定管理者ということで方向性は決まっていたのですが、議会のほうで 2 回ほど否決となっています。
生涯学習課長	まず 1 回目は、業者選定したのですが、結局、点数の差というのですか、1 位と 2 位で、例えば、1 点差なのだけでも、その項目の中で金額が安かっただけであるとか、いろいろなことがあって、議会が否決したというのが第 1 回目で否決されたものです。 指定管理者制度自体に反対する方も、もちろんいるのですが、指定管理者制度自体ということでなく、選定方法、点数のつけ方の部分だとかで、どちらが、本来良いのかということで、最終的に議会のほうでそれが承認されなかったというのが 1 回目になります。 2 回目の時は、やはり指定管理者を上程したのですが、候補者の決定にあたっては、今と同じように選定審査会で候補者を選定していただいており、それを市は尊重して決定し、候補者として議会に提案しているのですが、審査の過程で、審査会の委員さんの中で、その提案された団体と関わりがあるのではないかと、ということがあり、指定管理者制度自体を反対している人もいる中で、多数決なので、それで否決がなされてしまったというところです。 一つの否決に対しても、多数決なものですから、一つの要因ではないのですね。そういうものが複数絡んでなってきたと。 その中で、地元の団体っていう部分についても、指定管理者を地元でやってもらうことはできないのかとか、そういう意見もございまして、市は、地元管理というやり方を模索していたのですが、そういう中で、市側のほうでも、先ほど申しましたように、地元との協議をしていくだとかっていう中で、他の要因があって進まなかったため、1 年延びていった、というのがございます。
〇〇委員	前の期の 3 年前の審査会の時に、点差は、きっちりつけてほしいっ

生涯学習課長	て言われたことがありましたよね。2つの申請団体が出てきたときに、近寄った点数じゃなくて、なるべく点数をはっきりつけてほしいって言われたことがあったと思います。それは、そういうことがあったからってということだったと思います。
	そうですね、最初的时候は、例えば、金額と提案内容などのサービスとの配点ウエイトには、いろいろな課題がありました。 最初の指定管理者の候補者の選定の段階では、低い金額を提示したところが、概ね第1位になったところです。その辺については、再度、当時の議事録をもう一回精査しないと、詳細のところはわかりませんが、サービスと金額のウエイトで、金額の方がずいぶん優先されていたので、サービスが高いところが、安いところに逆転されてしまい、それが確か1点差だったと記憶しています。
〇〇委員	1点差では、ちょっと決めるのは大変ですね。
〇〇委員	今回非公募にした理由っていうのは、その地元団体の育成っていうその観点が主な理由なのですか。
生涯学習課長	そうです。3年間委託をしてきたのですけれども、その3年間というのは、育成期間という部分として、3年間を一応みていたのですけれども、その3年間がそろそろ終わるところで、協議会のほうから、もう少し自分たちで習熟期間を置きたい、委託業務をもう少し増やして、やってみたいとの申し出があり、その中で市が協議をして、平成28年度、今年度については、さっきの表があったように○をつけているのですけれども、図書室の業務と夜間管理と用務員について増やしています。 例えば、夜間管理は、17時以降21時までの間の施設の管理です。また、用務員は、簡単な清掃業務があるので、こういうのも市は委託だとか臨時職員で賄っていた部分なのですが、ここを委託に組み入れています。 その部分も含めて、平成28年度については、業務をもう少し習熟したいっていうのがあって、1年間延ばしたっていうのが実態でございます。
〇〇委員	今やっている中身と来年度以降の中身で違うのは、その市の職員の方が、今は常駐されているのが全部引き上げになってということですか。

生涯学習課長	この表の中に参考として、簡単に書いてあるのですが、来年度からは、指定管理ですから施設の貸し出し許可から全部管理運営、指定管理者が行います。 今は、白井市教育委員会で施設の許可証が発行されているのですが、来年度から指定管理者になれば、許可書の発行も行いますし、他の指定管理者同様に許可証の発行業務、料金の収納業務を行っていただきます。 施設管理として、施設の許可だとか、建物等の保守だとか、自家用電気工作物だとか消防設備だとか、いろいろ施設の管理ですね。そういう部分については、今、市が業務を行って、外部に委託で発注している業務なのですが、指定管理者としてこういうものが増えます。 ただし、出張所業務については、これはほかの指定管理者施設でも、市の業務となっていますので、同様にこれは除かれますけれども、その他の施設管理システム、スポーツ予約システムだとか、そういう業務については、指定管理者になればこれが加わります。 ①と③が指定管理者施設となることで、新たに加わってくるというような業務になります。 なお、事業に自主事業、講座等は、もうすでにやっているというところがございます。
事務局	課長、あと、もう 1 点、団体が NPO 法人格を取得したことについて説明してください。
生涯学習課長	そうですね。NPO 法人格は、平成 27 年、つまり昨年度中に取ったのですが、もともと協議会として、それがいつ取れるのかわからない部分が正直あって、もともとは先ほど申しましたように、3 年間やって、28 年度から移行ということを想定しており、法人格を平成 27 年度中に取ったのですが、年度途中となってしまったことから、平成 27 年度の委託については、年度途中の変更ということではなくて、従来のまま事業を委託しております。 ただ、この NPO 法人格の団体と、今までの委託業務をしていた富士センター運営協議会は、基本的やっている中身っていうのは同じですので、同一の団体と認識をしていただきたいと思います。
事務局	27 年度中は、NPO 法人に委託していないのですよね。
生涯学習課長	そうです。平成 27 年度中は、NPO の法人格を取得しましたが、NPO

	法人としての事業としては行っておりません。平成 28 年度、今年は、指定管理にはなっていないのですけれども、NPO 法人格を取ったので、委託のほうもそちらにしていきたいと思いますということで、平成 28 年度は NPO 法人と委託契約をさせていただきます。
会長	わかりました。以前、ご説明を受けたと思うのですけれども、我々の審査会の権限はないのですけれども、なぜ非公募にしたかについて、ちょっとご説明いただけませんかでしょうか。
事務局	はい。非公募の話ですか。
会長	非公募の理由です。それが今の説明とつながってくると思うのですけれども。我々に与えられたテーマは、運営委員協議会が妥当かどうかについての審査をするだけですので、我々審査会に直接関係ないでしょうが、一応理解のためにお願いします。
生涯学習課長	先ほど申しましたように、3 年間事業委託をしていくということなのですけれども、その前提では、指定管理制度に移行していくためのモデルケースとして、地元の団体に 3 年間委託をして、その後に指定管理者としてそこでやっていただくという考え方がありました。 結果、先ほど申しましたように、本年度の 5 月に、3 年間委託の内容を検証させていただいております。そういう中で、実績も含めて、また、それまでの協議会の設立の経緯として、これまでは育成期間という前提でやっておりましたので、そういうことも含めて 1 者、非公募ということとさせていただいております。
会長	この間努力して頑張ってきたから、あえて非公募にして、と、そういう理解でよろしいですか。
生涯学習課長	そうですね。地元団体の運営ということになります。
事務局	今回のケースは、地域の人たちに管理を担っていただきたいというのがありました。はじめから指定管理者を見据えてきたのですけれども、そのようなケースが 2 回ありましたので、新しく地域住民に地元の管理をお願いしてみようということとなりました。 このような働きかけがあり、3 年間で業務委託を進めてみて、経過的にも何とかできるだろうということで、育成期間も含めて非公募にしたと、そういうことですね。

生涯学習課長	説明に漏れがありました。その運営協議会自体っていうのは、地区社協の役員さんだとか地元の自治会さんだとか、そのような団体の役員が中心になって、立ち上げていただいて、運営などに関しても、各自治会に声をかけながら、その組織立てをしてきたという団体でございます。 その中で、やはり立ち上げに当たっては、地元でもいろいろな経験者を集めて、運営をなされてきているところです。
会長	わかりました。審査会としては、この問題につきまして、もうこれ位でよろしいですか。 それでは、どうもありがとうございました。
事務局	それでは、団体をお呼びします。 (中断)
事務局	準備はよろしいでしょうか。
富士センター運営協議会 事務局	はい。 まず、自己紹介をお願いします。
富士センター運営協議会	皆さんこんにちは。 ただいまより、白井市学習等供用施設の指定管理者指定の申請につきまして、プレゼンテーションを行いたいと思います。私、プレゼンターの方〇〇と申します。よろしくお願い致します。 本日アシスタントといたしまして、うちの理事の方〇〇、それから〇〇の2名でやらせていただきます。どうぞよろしくお願い致します それでは、座らせていただきます。
事務局	はい、それでは、プレゼンテーションの審査に当たりまして、注意事項についてご説明をさせていただきます。 今回の審査は、申請書類に基づくプレゼンテーション審査及び質疑により、審査を行います。 これからご説明させていただく留意事項にご注意の上、申請団体はプレゼンテーションを行ってください。 申請団体からのプレゼンテーションは、30 分以内で行ってください

	い。開始後、25 分、30 分が経過した時点で、事務局がベルを鳴らします。2 回目のベル、30 分のベルが鳴りましたら、プレゼンテーションを終了してください。 プレゼンテーションは、必ず様式 4 の団体の概要書の説明を行った後に事業計画書、収支計算書の順番で行ってください。 プレゼンテーション審査における評価は、事業計画書、収支計算書ごとに行います。事業計画書から逸脱したプレゼンテーションを行った場合、適正な審査ができなくなりますので、ご注意ください。 なお、プレゼンテーション中、申請内容の詳細について説明する場合は、必ず資料中の対応するページ番号を委員に伝えてください。 30 分が終了後、又は、団体のプレゼンテーション終了後は、指定管理者選定審査委員会から申請書類・プレゼンテーションの内容について質疑を行いますので、申請団体が応答してください。 質疑は一問一答で行いますので、簡潔に回答してください。 プレゼンテーション審査を開始してから、全体が開始してから 60 分を経過した時点で、事務局がベルを鳴らします。60 分を経過した時点、または、委員からの質疑が終了した時点で、プレゼンテーション審査は終了となります。説明は以上になります。
会長	それでは、どうぞよろしくお願いいたします。 では、始められる前に、理事長と〇〇さんと〇〇さんとおっしゃいましたね。申し訳ありませんが、はじめに今までどういうことをなさってきたのか、これまでのご経歴を簡単に説明していただけますか。
富士センター運営協議会	私は、白井市の富士に住んでおります〇〇と申します。 私は自分で事業やっています、会社の社長をしています。地域活動といたしまして、地域の自治会の相談役、それから去年までは社会福祉協議会の副会長をやらせていただいております。 それから、市の委員として地域包括支援センター運営協議会の委員や法務省の人権擁護委員をやらせていただいております。
会長	ありがとうございました。
富士センター運営協議会	〇〇と申します。経歴といったところは、青少年相談員、地区社協の事務の仕事、地区の役員、ボランティア等を行っております。現在は、富士センターの協議会の事務の関係を行っています。
富士センター運	私、〇〇と申します。私は、今、年齢 68 歳なのですが、65 歳まで

営協議会	は○という精密測定器の会社におりまして、そこで海外営業を担当しておりました。 それで、そのうちシンガポールに駐在したり、あとは中国も担当いたしましたして、半年は中国、半年日本、行ったり来たりしておりました。 60歳で定年になりまして、嘱託で5年間やっておりました。それで、65歳を終わりました、今、富士センターのほうで週に3回お世話になっているのですが、声をかけていただきまして、そこでお手伝いさせていただきます。そういう経歴でございます。
会長	ありがとうございます。それでは、理事長よろしく申し上げます。
富士センター運営協議会	それでは、始めさせていただきますよろしいでしょうか。 それでは、46ページの団体の概要、様式4から始めさせていただきます。 団体の概要といたしまして、団体名は、特定非営利活動法人富士センター運営協議会。代表者は、富沢賢司。所在地が千葉県白井市富士71番の41。設立年月日は、平成27年4月17日でございます。 続きまして47ページになります。 特定非営利活動法人富士センター運営協議会の経緯について、読ませていただきます。 平成24年8月17日から平成25年3月27日、富士センター自主事業受託営業のための地域関係者による準備を行ってまいりました。 平成25年4月1日から、富士センター運営協議会を発足し、白井市学習等供用施設運営、自主事業運営、公民館にかかわる業務の委託を受けております。 その中の一つとしまして、公民館等の自主事業、それから公民館フェスタの企画や運営を平成25年から始めさせていただきますしております。 それから、平成26年4月1日から、新たに児童ルームにかかわる業務の新規開始を行ってきました。 また、先ほども言いましたように、平成27年の4月17日に特定非営利活動法人の富士センター運営協議会の設立を行っております。 さらに、平成28年4月1日から、追加新事業といたしまして、図書館業務、用務員業務、夜間管理業務の追加受託を受けております。 続きまして、今プロジェクターで表示していますのは、私どもが今まで活動している一つの協力母体の中に明記させていただきましたけれども、まずは第三小学校地区社会福祉協議会がでございます。 今現在、私は、相談役、顧問です。あとは第三小学校自治連合会、この団体は、地域の10の自治会が集まって組織されておりまして、

この自治会の区長さんを初め、自治会の役員の方たちとも連携をとりながら、活動をさせていただいております。

私もこの 10 自治会の中に栄区という自治会がありますが、その中の相談役という肩書を持っています。長年に渡り自治会活動をしているので、各自治会との連携をとって、その辺をやらさせていただいているところであります。

また第三小学校に対しても、子供さんたちの見守りも含めて、登校と下校の見守りをやっていますので、子供さんたちとも連携をとれていると思います。

このような形で、地域の団体が 12 団体ぐらいありますけれども、皆さんが、各私どもの事業に対して協力していただいているという一例でございます。

続きまして、2 ページに移っていただきまして、様式 5-1 から始めさせていただきますと思います。

学習等供用施設、富士センターの基本方針について説明させていただきます。施設利用の公平性の確保です。

また、誰にでも平等に開かれた運営の中で、今、事業の対象施設にいたしましては、公民館類似施設、それから児童ルームの児童館類似施設、それから休養室、老人憩いの家類似施設でございますけれども、その中で、地域住民の文化活動や生涯学習活動または PTA 活動などを支援しています。

それと社会教育の方針といたしまして、福祉の増進をもって市民生活の向上という方針にしております。

それから、児童の健全育成や子育て支援、地域ぐるみの活動を行っていききたいというところです。それから、住民が心豊かな活動あふれる住みよいまちづくりを目指すということで頑張っております。

続きまして、3 ページの様式 5-2 をお願いいたします。

市民サービスの向上につきまして、市民活動の対応といたしましては、在来住民の高齢化に伴うサービスを提供します。

さらに新住民のニーズに応える支援といたしますのも、新住民といっても急激な地域に見る特色なのですけれども、住宅の増加によりまして、新しいお子さんたち、父兄さんたちが増えてきたと。その地区と対応する支援を進めていこうと、サービスの提供をしていこうということです。

それから、情報の収集と発信を行いますというところですが、センターの新たな役割といたしまして、多様な地域活動の拠点として、従来の住民と新興住宅の住民との交流を促進していこうということで、今求められているものを現実に行っていこうということで考えて

います。

さらに、運営の方針といたしましても、地域ニーズに応える事業を展開していく。それから、新興住宅の入居への参加を促す。さらに利用者主体の事業の運営参加を進めているところでございます。

続きまして、4 ページの様式 5-3 をお願いいたします。

利用者ニーズの把握方法と対応につきましてです。

ニーズの把握、意見や要望の出しやすい環境をつくります。

また事業活動を通し、アンケート調査を行ってまいります。基本姿勢といたしまして、利用者から出された意見や要望は運営に生かしていきます。

それから、明確な苦情処理体制につきまして、苦情処理体制の確立をしていきます。さらに苦情情報は、公平で明確な手順を踏んで、PDCA に基づいて処理をいたしていきたいと思っております。

これは、プランとか計画、実行を評価するサイクルとして、PDCA サイクルを活用していきたいなと思っております。

続きまして、5 ページの様式 5-4 をお願いいたします。

自主事業の実施計画といたしまして、自主事業の実施計画、この中で地域に密着した自主事業を実施いたします。

さらに、地域住民の多世代の交流事業を実施いたします。それに地域団体の協力を得て事業を展開していきます。

さらに、利用促進の仕方といたしまして、地域の結びつきを広げるイベントの開催があります。

これは今、全体行事といたしまして、現在私どもも、これを4年間やっております。この富士センターフェスティバルでございますけれども、内容としては、富士センターを利用する各サークル団体が、日ごろ積み重ねたものを皆さんに発表していくという場所です。

それと同時に、新たにこれは私どもが今取り組んでいる自主事業として、フェスタ AKB というのがございます。

コミセンフェスタと同じような名称ではあるのですが、フェスタ AKB っていうのは、この各サークル団体がやっていることを、日ごろ一般の人たちに体験させようということと、子供さんたちにも体験させようということで、教育目的のフェスタ AKB です。

これは教育団体の皆さんが、名前を考えて AKB って形にしましょうとなりあました。

「明るく、きらりと、ビューティフルに」という名称なのですが、それは我々じゃなくて、やってくれた人たちの中から発想した言葉なのですが、自主的な活動で、この中でも実行委員会制をつくってやっている行事ではございます。

それでここにも写真として出しておりますけれども、こちらがフェスティバルの写真です。それから、絵とかいろんな種類の事業がありますけれども、それを発表し、さらに子供たちにもいろんな児童ルームの中で発表していくということをやっています。

また、自主事業の様子をちょっと掲載させてもらいましたけれども、この通学合宿の3枚の写真ですが、これはどういうことかといいますと、第三小学校の4年生から6年生の子供たちの中から、応募をして20名から25名の子供たちを集めて、この富士センターから学校へ通わせようというものです。3泊4日なのですね。これはちょっと私どもにとっても大変な事業なのですが、これを実施することによって、子供たちと地域のボランティアの方々とのつながりを持っていくということで、この地域に密着した形の通学合宿というのを行っています。

これは、本当に自信を持って事業として行っています。この写真では、開校式の写真なのですが、このときは教育長をはじめ地域の市議会議員の皆様や各自治会の会長さんなんかも呼びまして開校式をやって、子供たちを激励しているところです。

開校式が解散した後は、自分たちが計画した3泊4日のメニューづくりです。

自分たちで買い物をして、自分たちで料理をつくって、それで買い物をして料理をつくって、自分たちで食べて片付けをして、そんな形で全部やらせます。

自分たちが買い物をするのですが、いかに安いものを買うとか、予算内ですがその辺や、料理もサンプルいっぱいありますので、その中で評価する。また、1日だけは、これに決めますよって言って、皆さんで食べてもらって、そこでどこがいいとか、どの料理がよかったというのを評価したりしております。

ごはんを食べ、それからそれを片付けた後は、地域の民間のボランティアの家庭へお風呂を借りに行くのです。地域のボランティアの皆さんが、付き添いになって買い物をし、また風呂に連れて行くと。また、それから送り迎えもしてくれるという形をとっております。

この中でもやっぱり、毎日の生活の中でも、何か自分たちの自主性を持たそうということで、学校へ行く前に自分の部屋の掃除、それからさらにトイレの掃除もやらせます。

それから富士センターの玄関掃除もやらせます。これはサークルの中で、子供たちの団体の中で、毎日、日にちを決めて交代でやらせるということになりまして、最終的にこれを子供たちが3泊4日でやることによって、ものすごい自主性ができてくるのです。これは必ず

目に見えてはつきりわかります。

それから、世代間交流です。第三小学校の子供たちを交えて、地域のお年寄りの方の能力にあった、昔遊びを一緒になって遊ばせるということで、私どもの富士センターでは、その世代間交流に力を入れていこうということもやっています。

それから、さらに美化交流もございます。美化交流は何かというと、富士センターの花壇とか、周りの草取り、それからプランターの花植えも含めて、地域の皆さんのボランティアが集まって、月に2回分をやろうということで、花植えを役員がやっています。

この花壇の花の提供はどこかということ、地域の造園の方が無償で花、苗、もしくは肥料、土も提供していただいています。

それも含めて地域全体で富士センターを守ろうということで、ひとつのやり方を進めております。それからこちらには書いていませんけれども、年間に9回位、ほぼ毎月やっておりますけれども、地域のお年寄りとか、地域の若い新住民の方々がいろいろ集まって、お互いの悩みをお互いに話し合う場所をつくるということをやっております。このような形で進めております。

続きまして、6ページの様式5-5、これを説明いたします。

緊急時の対応につきましてご説明いたします。防災安全管理体制といたしまして、防災安全管理計画を立てマニュアルを作成し、日ごろから訓練をしてまいります。

これも、緊急時に対応できるように普段から訓練等、全職員の周知徹底を図っております。これをマニュアルで、この辺の地域防災マップをつくっておりますけれども、これだけじゃなくて、いろんな行政の指導もいただきながらも運動していこうということと、白井市や消防署から、技能訓練も受けております。防災計画につきまして、火災に備え定期的な訓練を実施しています。それから火災に備え、防災行動計画を作成し定期的な訓練を実施します。

これは、行動計画ってどういうことかということ、私どもが考えるのは、いつ、誰が、何をするのかっていうことを事前に把握していくことを課題にしております。不審者対策といたしまして、挨拶、声かけをしていくということと、定期的な巡回を行っていく。それから、情報を共有するための記録の作成と保管につきまして、それと同時に保険への加入。これは今、市のほうで入っている保険と同等な保険を入れるということで考えております。

続きまして、7ページの様式5-6です。

利用促進の方法につきまして、各施設での利用の促進です。公民館類似施設といたしまして、地域住民参加イベントの実施。児童ルーム

につきましては、児童類似施設では、子供たちと保護者同士の交流を促進しているということと、休養室につきましては、老人憩いの家類似施設でございますけれども、地域のサロンとしての場づくり。これを行っていききたいなと思っています。

それから、関係誌の発行及び掲示活動につきましても、私どもも年に4回ではありますけれども、このようなセンターだよりを年4回作成していますし、さらに事業をやる時には、パンフレットを作成して、各自治体とかに掲示して配布しております。

それから、利用しやすい雰囲気づくりといたしまして、そこにも写真を掲示してありますけれども、ここが幼児の睡眠スペースでございます。今年度に設置していただいたのですけれども、これも授乳のコーナーを設けさせていただきました。何でこれつけたかという、来館者の声を受けて、それを実現したとことです。

それはもう前から他館にはあるのではないかとされているのですけれども、たまたまそういうものが富士センターには、なかったのですから、それをつけさせていただきました。これによって、お子さんたちとか親御さんとも大変喜んでおります。

それから、この写真は、施設の柱なのですけれども、柱を利用して子供の身長を測るメーターをつけまして、それと同時に、親御さんも一緒になって測れるように、上に向かって。親と子供の共通点とかつていう、そういったこういうきっかけを掴んでいこうと、ちょっとしたことなのですけれども、その辺も考えて、運営しています。

それと、掲示板の活用といたしまして、ここでは富士センター運営協議会の掲示板コーナーを設けまして、いろんな形で行事の案内、それからチラシをここに張っておりますし、また富士センターを利用しているサークル団体の活動も、ここに発表コーナーを設けまして展示コーナーを設けている。そういうことによって、来館者による啓発活動、啓発が行えるのではないかとということで、これも思っております。

次、8ページお願いいたします。様式5-7に移らせていただきます。

この利用料金につきましては、今現在行っている現行のとおりで継続していききたいなと思っております。

次、お願いします。9ページの様式5-8。

管理運営経費の削減方法についてで、ございますけれども、効率的な職員配置につきまして、適正な職員配置で最大限の効果を出します。

さらに自主事業支援のボランティア育成につきましては、各事業を通じ継続的な次世代を担う人材を確保していきます。

それから、その他の取り組みにつきましても、省エネルギーの実施。それから資源の再利用。それから、委託、外注への発注におけるコストの削減を追求していきたいと思っております。

続きまして、10 ページの様式 5-9 をお願いします。

施設、設備の維持管理につきましても、維持管理上の経費による管理につきまして、施設といたしましては、清潔で安全な環境をつくるために、作業方針に基づいた清掃作業を行います。また用具、ケミカル品の集中管理で行います。

それから、可視化された清掃確認方法の実施。実際に目で確認してつという形になりますけれども、行っていききたいと思います。それから設備といたしましては、チェックリストを作成しまして、全職員による施設内点検を定期的に行っていききたいと思います。それから、その他の集中維持管理につきましても、管理製品の所在の明確化。これを徹底していきたいなと思います。

続きまして、11 ページの様式 5-10 をお願いいたします。

管理体制、職員の配置それから研修計画等について。勤務体制の組織図がここにありますけれども、白井市がありまして、特定非営利活動法人の富士センター運営協議会の理事会がございます。

そちらと連携をとりながら、各事務員、各用務員ですね、その方々にも職員教育の実施によりスキルアップをしてもらっていくということをいたします。事業目的達成のための各分野において、研修を実施してまいります。

続きまして、12 ページは資料 1 としまして、勤務体制を出しておりますけれども、資料として出させていただいております。

続きまして、13 ページの 5-11。

個人情報保護法、保護でありますけれども、関係法令の遵守の中で、個人情報保護法、白井市個人情報保護条例を遵守いたしております。個人情報の管理といたしましては、禁止事項を定め管理をいたしております。それから職員の研修、これにつきましても、全職員に徹底するための研修を実施しました。個人情報の流出した場合でございますけれども、流出経路の正確な把握と、関係機関への報告を行います。

それから次、14 ページの 5-12 様式。

各法令の遵守なのですけれども、法律、市条例、市規則、その他関係法令、これにつきましては、関係する法令を遵守し営業を行います。

それから、14 ページの 5-13。

特記事項についての説明ですけれども、災害発生時に備えた常備品の備蓄につきまして、白井市学習等供用施設は、避難場所となっております。避難場所として、飲料水や乾パンそれから毛布、医療品など

	を常備していきます。 続きまして、16 ページから 21 ページにかけましては、29 年度からの 3 年間の収支決算書を掲載しておりました。 それから、22 ページにつきましては、人件費の内訳表を提示していますし、また 23 ページにつきましては、人件費の内訳補助表を掲載しております。 それから、24 ページから 29 ページにつきましては、29 年度から 3 年間の管理体制、職員の配置計画を示しております。 それから、30 ページから 32 ページにつきましては、勤務のシフト表を提示しております。 15 ページなのですがけれども、この中で、特記すべき事項のことで。私どもちょっと説明が足りないと思いますけれども、応募動機について 15 ページに記載してありますが、少しこれに加えさせていただきたく、読ませていただきます。 私ども特定非営利活動法人富士センター運営協議会は、地域住民の拠点の場をつくり、地域の活性化、地域の連携を深めていくというもので応募いたしております。現在、在来者の高齢化と新住民の若い世代との交流の場や事業が希薄な状態ではあります。そこで、富士センターから地域交流、多世代交流を軸とした事業を発信し活動を行うことで、地域が連帯とともに、地域ボランティアの子供さんの見守りも含めて、拡大を図ってまいります。 現在は、富士センター運営協議会という名称で、現在十数名のボランティアがおりますけれども、皆さんのお手伝いをさせていただいている、これは運営協議会ができるときに発足した団体でございますが、さまざまな事業活動に参加し活動を行っている中で、私たちの思いに賛同してくださる方がおり、このような会になっていただいております。 このような形で今現在、事業として行っており、おまけに人数も増えてはおりますけれども、このような思いで富士センター運営協議会メンバーが一丸となって、同じ目標を持って進んでいきたいと思っています。以上、私のプレゼンテーションとさせていただきます。
会長	どうもありがとうございました。それでは、今ご説明いただきました内容につきまして、各委員の方からどうぞ。順不同でも結構でございますから、自由に質問してください。
〇〇委員	5 ページの自主事業の中にある、夏休み子供教室を 2 回というのがあるのですが、それはどういうことを実施されているのですか。

富士センター運営協議会	これは、お子さんたちの勉強を、要するに見ていこうということです。遊びながら見ていこうということでやっていました。それは、富士学舎という名称をつくっているのですけれども、子供たちの勉強を見たり、数字の遊びをしたり、要するに数学じゃなくて、数を楽しむと数楽という一つのものをもって、子供たちに数字を楽しませるという形で学舎をやっております。またもう一つ、年間2回に分けてやったのは、1つを2回に分けてやった形なのですけれども、一回は、子供たちにもものをつくらせる。数学的にもものをつくらせて、工作的なものも含めてやらせました。これは、突発的につくっちゃったのですけれどもね、前の予算プラス何かできる方法はないかって形でやってみました。これも大変好評でありますし、子供たちも喜んでいました。
〇〇委員	はい、ありがとうございます。
〇〇委員	やはり、気になることは、地域に新しい住民の方と古い方ということですが、結構はつきり違っていたりするのですか。
富士センター運営協議会	ええ、そうなのですね。
〇〇委員	そうなのですか。それでは、この法人さん、富士センター運営協議会の会員さんは、どちらの方が多いのですか。
富士センター運営協議会	今、現在は、古い人たちが主体になって動いておりますけれども、これもやはり、今、私この中にいる世代の自治連合、10自治会がありますけれども、この自治会の中でも新しく来た住宅、ポンと新しいのができた住宅がたくさんあるのです。 その方たちは、平均年齢40代ぐらいの方々の自治体が一つあるのですが、こういうところとも、その人たちと日ごろの交流をつかんでいこうという形で、自治会長さんと連携をとりながら、いろんな行事の提供や、この富士センターだけじゃなくて、私どもがやっている地区社会福祉協議会っていうのがございまして、その中で活動しているさまざまな行事があるのですけれども、その中にも呼び込み、それと一緒に富士センターにも協力してもらおうという形で連携をとっているのです。
〇〇委員	連携をしていると。

富士センター運営協議会 〇〇委員	そうなのです。 構成メンバーには入ってないわけですか。
富士センター運営協議会	ここまで手を上げている人がいると思ったのですが、まだです。その辺をこれからもっともっとやっていくという形になります。 ただ、こっちの母体がしっかりしてない限りは、余り集めても、それは私どもとしては、余り手を広げすぎて、母体が崩れてもしょうがないので、徐々に広くやるようにと思っております。
〇〇委員	はい、わかりました。ありがとうございます。
〇〇委員	いいですか。22 ページの人件費内訳表っていうのがあるのですけれども、これの①の管理責任者、常勤の方ですよね。これの右のほうの年法定福利費の健康保険のところが空欄になっているのですけれども、これは何かどういう理由かっているのと、あと労働保険の保険料がちょっと多いような感じがするのですけれども、この辺の計算の根拠をちょっと教えてください。
富士センター運営協議会	これは、私どもとしては、規定の範囲の中で数字が出てきたってことなののですけれども、それに基づいて数字を作成したところなので、市の職員とかそういうもののベースがありますから、それに合わせた形だと思います。
〇〇委員	ただ、健康保険の保険料がないっていうのが、基本的にちょっとおかしいと。
〇〇委員	行が違うようですね。
〇〇委員	行が違うのか、厚生年金の中に入っちゃっているのか。
〇〇委員	その他って何ですか。星印。
富士センター運営協議会	その他は次のページに内訳があります。
〇〇委員	この賞与分の負担っていうのも、これも少し意味がよくわからないのですけれども、賞与分の負担も当然、この 22 ページのほうに入る形

	になると思うのですよね。賞与の分の社会保険ってことですよね。
富士センター運営協議会 〇〇委員	そうです、それは入ります。 それが、その他ですね。だから、このその他もそうだし、ちょっと全体的に社会保険とか労働保険の法定福利費の部分については、もう一度検証されたほうがよろしいと思いますね。この保険の部分が少なくなれば、その社員さんへの給料も逆に増やすことができるのですよ。
会長	手取りをですね。
〇〇委員	それと、もう1点よろしいですか。この16ページの管理費の中の(9) 賃借料ってありますよね、〇万円。これは、カラオケ機ほかつてなっているのですけれども、具体的にはカラオケ機だけですか。
富士センター運営協議会 〇〇委員	カラオケ機だけですね。 結構高いですね。
富士センター運営協議会 〇〇委員	そうですね、これは、リース料の相場です。 これは、1年間ですよね。
〇〇委員	こんなにしますか。
会長	毎月〇万円ぐらいするのだね。
〇〇委員	すごいな。
〇〇委員	素晴らしい機器なのですね。
富士センター運営協議会	これはまた、要望がすごくありましてですね、富士センターフェスティバルなどでカラオケ大会や、そんな形を今やっていることは間違いないですけれどもね。
〇〇委員	一ついいですか。16ページの防災備品の購入費〇万っていうのは、3年間計上されていますよね、それは〇万ずつ3年間で全てのものを

	そろえていくっていう計算なのでしょうか。
富士センター運営協議会	当初計画したのは、やはり全然備蓄がないのですよ、富士センターには。だからといって、じゃあ市のほうからの供給があるかっていうと、すぐには間に合わない。とすれば、富士センターは災害の避難場所になってくるのですよね。避難場所になっていながら、何も備蓄がないっていうことはおかしいだろうということで、私どもが予算を組んだのです。 現在、最大で 50 組ぐらいなのですよ。災害が起きても対応できるような毛布の数とか、飲み物の数とかを第一に考えています。また仮設トイレありますね、トイレをつくって入れちゃうと、この 70 万ぐらいはすぐ行っちゃうのですよ。
〇〇委員	それを、3 回に分けてみたいな感じで、そろえていくという感じがすね。
富士センター運営協議会	そうですね。全体的に見て、その置き場所も含めて、そろえていかなきゃならないということで、計上させていただいたわけです。 この辺は、前に東北の災害があったときも避難に来た方もありますから。それから、台風のときも避難してくる人たちがいましたし、そのときに対応ってなかなかそういう備品がないからということで、ここで改めて、今、予算を組ませていただきました。
〇〇委員	その 16 ページの (11) の自動扉保守点検、〇万。これは、毎年入っているのですけれども、自動扉ってそんなに点検いるようなものじゃないように思うのですけれども、うちなんか全くつけていませんけれども、相当立派ですよ。
富士センター運営協議会	いや、全部ついているものを点検はさせてもらっています。2 カ所ありますから。
〇〇委員	ちょっとどうかなっていう気がしましたので。普通は年 3 回も保守はつけないのではないかなって。
富士センター運営協議会	先ほどもそのところで、施設の費用に点検については、少しでも安くしようということでやっています。
事務局	これはですね、市の学習等供用施設の指定管理者業務仕様書に入っ

	ていると思います。
〇〇委員	入っているの。これは、実施しなければいけないの。
事務局	はい。この中の設計書の中に、定期点検は年間3回という記述があります。
〇〇委員	自動ドアで。
〇〇委員	自動ドアに3回も。
事務局	はい。現実には今これ多分、市がやっているでしょうね。だからそのものを、仕様書として指定管理者に要求しているのですよね。
富士センター運営協議会 会長	そうなのです。それで計上させていただいております。 これは例ですか。
〇〇委員	これは例ですね。
会長	〇〇委員どうぞ。
〇〇委員	非常に分かりやすい説明でほっとしたのですが、参考にちょっとお聞きしたいのですが、新しい自治会ができているとおっしゃっていましたが、その社会福祉協議会に対する会費の入会割合っていうの、どのくらいあるのですか。
富士センター運営協議会 〇〇委員	この富士地区としては、私のところでは80%、90%あります。 新しい自治会のほうがですか。
富士センター運営協議会	新しい自治会も、今は入っただけにいます。消防団に対する補助金も出していますし、そういう意味では同列です。そういうことはどうということかという、10区ありますから、私どもの学区の中でも自治連合会という自治会の連合組織を組んでいます。お互いの共通意識を持とうという形で、常に月1回会議していますから。 それと、お互いの地域に関する関連の要望事項とかというのを、お互いに連携しながら、これは今度こうしよう、ああしようっていう形

〇〇委員	で、防災なんかも一緒にやろうとか、そういう形を組んでいますので。 これは、非常にいい地域ですよ。協議会さんと地区社協さんとの関係が素晴らしいところですよ、富士地区は。そのように思いました。社協の会費はね、意外とこれは、未納のところが多いですよ。素晴らしいですね。
富士センター運営協議会	私も地区社協をやらしてもらっていますんで、やはり皆さんに会費をいただくことだから、それだけの価値があったとか、そんなことをさせていただきます。
〇〇委員	だから、この富士センターも、非常に仕事がやりやすいのではないのでしょうか。そんな感じしますね。
富士センター運営協議会 会長	ああ、その面では確かにそうです。 収支計画についてはどうですか。
〇〇委員	収支計画につきましては、僕はプロなのですが、特定非営利法人初めての年度なんでね、比較のしようがないため、何も読んでなかったのです。済みません。
会長	わかりました。それでは、私のほうからお聞きします。 この 67 ページに会員名簿が、理事の方のお名前書いてありますけれども、この方々が実際上の体制ですね、所長さんを含め事務。そういうどういう関係になるかっていうことを、もし決まっておりましたら、ちょっと教えていただきたいのですけれども。
富士センター運営協議会 会長	こういうのは、まだ決まってないです。 もし仮に、指定管理者として指定された場合には、当然頭の中で考えておられると思うのですよね。所長は誰で、事務は〇〇さんが、なられるのですか。
富士センター運営協議会 会長	はい、現在もやっております。 可能性として、その辺も含めて、理事長のほうからお考えを説明していただきたいと思います。

富士センター運営協議会	私どもとこの会員名簿の中で、理事とか副理事長とか、理事長、と役職がありますけれども、この人たちは地域から代表として上がってきた人たちなのですね。人員は、さっき言ったように自治会の中から、今まで経験した区長さんとか、いろんな責任を持ってやってきた人たちをピックアップして、それでこういうことやりたいのだけれども、こうしてくれないかっていう形で集めた理事なのです。ですから、内容としてはわかってくれているので、毎月の運営会議も参加し、いろんな事業のやり方をお互いに協力して、討議しながらやっております。 この中でも、やっぱり学校教諭の経験として、例えば、元校長とかもいろいろいますし、そのやっている内容を知っている方とか、地域に知っている方を集めてやっているという形です。 それから、今やっている用務員とか事務員につきましても、やはり私も、専門的なものを持ってないところありますから、それに対して、市職員の経験者を持った人たちを、新たに採用した中で、ノウハウをお互いに共有して事務関係をやっていってほしいなという感じでは考えております。ですから、その中でも、現在やっています用務員と児童ルームの図書館の司書は3人ぐらいおりますけれども、その人たちも交えて、自分たちの持っているものを出していこうという形で考えております。
会長	所長はどなたに予定していますか。これは予定で結構ですが。
富士センター運営協議会	予定は、今、頭に入っていますけれども、名前はまだお伝えできません。あと、〇〇さんとか〇〇さんには、常勤勤務で事務関係をやっていただく予定です。
〇〇委員	今現在、所長さんやっておられる方はどうですか。
富士センター運営協議会	今現在は、全体で〇名の人たちでやっているという考えでおります。
〇〇委員	今の所長さんがそのままっていうこともありますよね。
富士センター運営協議会	これは、まだ決めていませんけれども、これはちょっとまだいろんなことがありますので。 できるだけ私のほうとしては、地域の人たちを地域で雇用するのが

会長	一番いいのだっていうふうには考えております。 それと次に、この中身、地域の中身知っていますよ。その辺のところで対応もしやすいような気がするのです。そういった体制をとっていきたいなと思っております。 どなたか他にご質問ございますか。よろしいですか。 ちょっと質疑応答が短くて申しわけありませんけれども、これで終わりにします。 それでは、プレゼンテーションと質疑応答、以上をもって終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
富士センター運営協議会	どうもありがとうございました。 どうぞよろしくお願いいたします。 (休 憩)
事務局	それではお手元に、の結果の一覧表を配付させていただきました。 資料をご覧いただきたいのですが、(13)の部分になりますけれども、1人5点以上で25点未満が失格ということになってはいますが、こちらについては34点ということでしたので、合格となります。 また、今回は、1団体ということになっていきますので、サービス点の評価点数については、1人130点満点で、こちら325点以上を取っていることが条件になっていきますが、473点ということで、こちらについても合格となっております。 総評価点数の合計が519点。730点満点中、519点ということになりますので、この富士センター運営協議会を指定管理者の候補者として選定するというので、結果が出たところです。 それでは、今までと同じように、この団体の良かった点について、非公募の1者ということもありますけれども、良かった点について、委員の皆さんからコメントをいただきたいと思っております。
会長	それでは、まず、〇〇委員、ほっとしたというのは、その理由を。
〇〇委員	この配付された資料に基づきまして、何ページの何々っていう項目で、わかりやすくプレゼンをしていただきましてね、非常に助かりました。そんなところかな。
〇〇委員	社会福祉協議会の件、あれはいいのですか、会費の件は。

〇〇委員	ああ、わざわざ、それはいいでしょう。内容が非常にわかりやすく、良かったです。
会長	改めて見ると、今までで既に育成されているから、かなり経験積んでいるって印象があります。私は、それを抜きにしてもね、やはり、自主事業の充実した内容、自主事業の実施計画、これが非常に具体的で、かつ何となく面白そうなメニューもたくさん入っているなど、これを私は評価したいなと思っているのですよね。
〇〇委員	やはり、地域とのかかわりですね。昔からいる人と新しく越してきた人たちに対する結びつきとか、それを一生懸命考えている。どうにかして新しく来た人たち巻き込んで、この地域を良くしていこうっていう、その思いがすごく伝わってくる。
事務局	そうですね。
〇〇委員	同じことを言うにしても、そこに住んでいる人が言うのと、客観的に働いている人が言うのでは、やはりちょっと違うって感じますね。
事務局	今、ご意見として3点出ています。1点目が説明のプレゼンテーションがわかりやすかったよという部分と、2点目が、自主事業がとても充実していて、とても面白そうな内容であるということですね。ここを評価するということですね。 それとあと、もう1点が、地域とのかかわり、結びつきを考えると、地域住民ならではの地域を元気にするという思いが、よく伝わったということで3点出てきていますが。
〇〇委員	あとは、世代間の交流とか、その辺にも力を入れているっていうのが印象的です。
〇〇委員	公民館から富士センターって名前が変わったのは、全国一律に変わったのですか。昔、公民館って言ったものですよね。
事務局	言っていましたね。法律では公民館って呼ぶのですよね。今でも。
〇〇委員	そうですか。

事務局	公民館については、社会教育法では、定義があります。
生涯学習課長	一応、名前としてですが、白井市で公民館は、西白井と駅前と桜台だけです。その複合施設の中に公民館があります。うちとしては、複合施設を総称してセンターっていう表現にしています。また、センターの中に老人の憩いがあれば、老人の憩いの家として、法に基づいたものがそこに設置されています。児童館もそうです。 ただ、この学習等供用施設については、また別のものとして、類似施設という表現にしております。教育施設として設置されているのですけれども、社会教育法に基づく公民館ではありません。
事務局	施設全体の呼び名をセンターと言っているというようにご理解ください。今回の学習等供用施設は、法に定義された公民館でも児童館でも老人憩いの家でもないのですが、それらと似たようなものとして、類似施設として取扱っています。また、複合的施設なので、施設全体の名前も通称、富士センターという施設名称を利用しています。
〇〇委員	公民館でもないし、児童館でもないのですね。類似施設って呼ばれているから。
生涯学習課長	紛らわしいですね。
会長	富士センターは特別だという説明がありましたが、これは補助金の関係なのでしょう。
〇〇委員	そうですね、自衛隊関係だと言ったよね。
会長	何でそんなことやるのですかね。
〇〇委員	わからんな。同じ公民館なのにね。
事務局	昔は公民館ということで、その主の目的で単体の建物を整備したのですけれども、今は複合型の施設の建設が中心で、いろんな機能、多機能を持たせた施設に変わってきています。それだけ地域のニーズが変わってきているのでしょうね。
会長	あと留意点として、今、副会長から話があった点として、それは最終的に改善されて、消えるかもしれないけれども、よかった点は四つ

	ぐらいにして、留意点っていうのかな、課題っていうのか、留意点のほうがいいな、この人件費内訳表の修正については、いずれちゃんと修正されるだろうと思うので、それだけ書いておいてもらえますか。
事務局	そうですね。再提出いただいたものが問題なければですね。
会長	それは削除してもらっていいけれどもね。
事務局	会議録には残します。
事務局	はい。次回の答申までにそこを修正してくるよう指示します。
会長	ここは職員一人当たり〇万円だから、まあまあか。まあまあって言ったらいけないけれども、管理者が〇万円と事務の副管理者の人が〇万円だから。
事務局	〇万円もらえれば、まあまあですね。恐らく、定年になった人が中心なのでしょうね。
生涯学習課長	補足ですが、あくまでも推測の話ですが、今のセンター長については、今は市がセンター長を雇用しているのです。一部業務委託なので、直営なのです。今後、指定管理者の施設となると、センター長については、市は雇用しなくなります。
会長	ああ、そういうことか。
生涯学習課	ただ、協議会は、組織としてこれから高齢化していきますので、若い人を雇って、次を育てていきたいという感覚もあるみたいです。
生涯学習課長	継続性については、やっぱり自分たちでも考えている部分はあるよね。
事務局	では、議題１は、以上でよろしいでしょうか。では、こちらについてまとめて、改めてまた次の回までに、答申案として、資料として提出させていただきます。
会長	はい、お願いします。

事務局	では、生涯学習課は、ご退席ください。
生涯学習課長	はい、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。
会長	ありがとうございました。
事務局	続いて、そのまま議題2に行ってよろしいでしょうか。 それでは議題2、白井駅前センター指定管理者の候補者の選定結果答申案の決定についてということで、ご説明させていただきます。お手元の資料2をごらんください。 前回の駅前センター指定管理者の候補者の選定に当たり、皆様からお寄せいただいたご意見を記載させていただきました。 答申内容として、平成28年7月20日付の第6号で諮問のあった駅前センターのものについては、平成28年8月22日に審査を行ったということ、最低点として、先ほどの点数を上回っていることということ、候補者と次点の候補者を優先順位第二位として選定したという内容になっています。 なお、皆様にご意見いただきたいなと思っているのが、このワーカーズコープさんについてなのですが、市指定管理者の候補者の指定に当たっては、今回の募集における人件費の上昇分が、施設で働く職員の賃金などに適切に反映されることを確認してください。」と記述することについての是非についてご意見をいただければと思います。今回、市への要望という形で記述しています。 前回の審議会では、そのあたりのお話があったのですが、これを答申に書いたほうがいいのかどうか、その部分について、皆さんにご審議いただきたいと思っています。 2ページ目、3ページ目以降については、それぞれの点数については問題ないと思うのですが、主な選定理由として3点ほど挙げられていましたので、こちらの内容についてもご審議いただきたいと思っています。 内容として、まず、1点目が、企画書・計画書における自主事業や講座などの内容が充実しているかということ。それと、今までの指定管理者の実績から、安心して指定管理者を任せられることができるということが1点目です。 2点目も同様なのですが、過去の7年間の実績から、地域との連携や多世代との交流が図れていることというのが2点目。 3点目が、西白井複合センターとの事業の連携による相乗効果が期待できること。この3点について、主な選定理由というふうに記述を

会長	させていただいたところです 今回答申に当たりまして、こちらの資料 2 の内容について、皆様にご審議していただきたいと思ひまして議題とさせていただきました。説明は以上となります。 はい、どうもありがとうございます。 答申案の内容について、一番下の行になりますが、なお書きのところですが、施設で働く職員の賃金などということで、具体的に書いてありますので、ここがちょっと、この文面が公表されるので、何か余りにもどぎついのではないかと、こういうことなので、一応、私個人としての意見を先に申し上げますと、人件費の上昇分が、でその後、施設でなどというのを削除して、「上昇分が適切に反映されることを確認してください」というふうにしたいと思うのですがね。いかがでしょうか。 施設で働く職員の賃金などというのを、この後削って、上昇分が適切に反映されるっていうこと。そういうふうに変更して、これで特に問題なかったのではないかな。何かございましょうか。ワーカーズコープの主な選定理由とかです。
事務局	人件費を適切に反映していただきたいという感じの解釈ですよ。
会長	そう、ワーカーズコープですよ。 そういうふうに責任者が、東関東事業本部の副本部長の人が説明していました。検討するとは言ったのです。 それで我々としては、それを盛り込んでくださいということで事務局にお願いしたら、この原案が出てきまして、そのとおりなのですが、けれども、職員の賃金などということで、あえて、それを入れなくても、人件費の上昇分が適切に反映される、ということで、内容としては、それでも十分意図は通じるだろう。一応議論していますので、多分相手は、それはちゃんとわかっているだろうということです。 そのように変更してよろしいでしょうか。
委員一同	はい。
会長	それでは、そのように修正していただくとして、よろしく願ひいたします。 この第 2 号議案につきましては、これでよろしいでしょうか。

事務局	あと、主な選定理由の内容についてもお審議ください。
会長	内容についてね。
事務局	もちろん、問題なければそのままでも結構です。
会長	これで特に問題なかったのではないかな。何かございましょうか。特にございませんでしょうか。選定理由は、よろしいでしょうか。 では、この選定理由については、事務局の案のとおりでよろしいと思いますので、よろしくお願いします。
事務局	はい、ありがとうございます。 では、こちらの内容をもう一度、事務局の中で確認をします。そのうえで、審議会の答申という形で市長に答申したいと思います。この答申結果については、それぞれ担当課に通知をしまして、担当課からそれぞれの団体に報告をするという形になっております。議題2は、以上となります。 議題3今後のスケジュールについて、ご説明をさせていただきます。 今回、第4回ということですので、残りの選定施設は、白井市民プールだけということになります。 第5回会議については、同じく非公開になりますが、10月3日月曜日1時半から、ここで市民プールの候補者の選定と、本日ご審議いただきました学習等供用施設の候補者の答申案について、ご検討いただきたいと思っています。 第6回会議については、公開になりますが、10月24日の月曜日の1時半から、市民プールの候補者の答申案と、労働条件審査の観点について、こちらの事務局のほうから報告をさせていただきます。 なお、市民プールについてなのですが、こちらの施設は9月15日までということで募集を行っているところですが、現地説明会については、1団体、今、指定管理者となっている団体さんしか参加しなかったというようなことがありますので、多分1団体の申請しかないだろうという感じで見込んでいます。 次回は、10月3日に選定審査会ということになりますので、9月20日前後ごろに資料を送付できればと思っています。 なお、次回は、公募施設となりますので、前回までと同じような形で審査をいただくというような形になると思います。以上です。
会長	はい、ありがとうございました。

事務局 会長 一同	以上でもって、三つの議案全てが終了したということでよろしいですね。 はい。 では、どうもありがとうございました。 ありがとうございました。 (終了 午後 3 時 45 分)
--------------------------------	---